

千葉県小規模住居型児童養育事業実施要綱

(目的)

第1条 小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において養育を行い、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

(ファミリーホーム事業者)

第2条 小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）は、千葉県知事（以下「知事」という。）が適當と認めた者とする。

2 ファミリーホーム事業者については、主に次の場合が対象となる。

- (1) 養育里親（専門里親を含む。以下同じ。）として委託児童の養育経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの。
- (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの（児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）
- (3) 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの

(対象児童)

第3条 この事業の対象児童は、要保護児童のうち、児童相談所長により家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされた者であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により措置された者とする。

(入居定員)

第4条

- (1) ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。
- (2) ファミリーホームにおいて同時に養育する人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(事業内容)

第5条 ファミリーホーム事業者は、法第27条第1項第3項の規定による委託を受け、次の点を踏まえ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、要保護児童の養育に関し相当の経

験を有する者を養育者（児童を養育する者。）として配置し、きめ細かな養育を行うこと。

- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

（職 員）

第6条 ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの（夫婦であるもの）とする。

2 前項の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。

3 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。

4 養育者は、養育里親でなければならない。

5 ファミリーホーム事業者は、法第34条の20第1項各号並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当せず、かつ、次の各号のいずれかに該当する者を養育者としなければならない。

(1) 養育里親として2年以上、同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者（平成21年4月1日以前の里親としての経験を含むものとする。次号も同様とする。）

(2) 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者

(3) 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者

(4) 前各号に準ずる者として、知事が適当と認めた者

6 補助者は、法第34条の20第1項各号並びに精神の機能の障害により補助者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者とする。

7 補助者は、家庭養護の担い手として里親に準じ、可能な限り児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

（ファミリーホームの設備等）

第7条 ファミリーホームには、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

（実施に当たっての留意事項）

第8条 ファミリーホーム事業者は、運営方針、養育者等の職務内容、養育の内容、委託児童の権利擁護に関する事項等児童福祉法施行規則第1条の17に規定する事項を運営規定に定めるとともに、次の各号に留意し、適切に事業を実施するものとする。

- (1) 養育者等は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し相互の信頼関係を築くとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (2) 主たる養育者は、養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに他の養育者等に児童福祉法施行規則の規定を遵守させなければならない。
- (3) ファミリーホーム事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携、その他の適切な支援体制を確保すること。
- (4) ファミリーホーム事業者は、児童相談所長からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6か月に1回以上）に調査を受けること。
- (5) ファミリーホーム事業者は、毎月の運営状況をファミリーホーム運営状況報告書（別記第1号様式）により、翌月の10日までに、知事に報告すること。
- (6) 養育者は、児童相談所長があらかじめ当該養育者並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴き、当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育すること。
- (7) 養育者等は、児童に法第33条の10各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (8) 養育者等は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。また、ファミリーホーム事業者は、苦情の公正な解決を図るために第三者を関与させなければならない。
- (9) ファミリーホーム事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るように努めること。
- (10) ファミリーホーム事業者は、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する諸帳簿を適切に整備し、特に養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること（運営主体が法人である場合には、養育者等の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に即して実施すること。）。)
- (11) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適應するよう、適切な養育を行うこと。

（委託に当たっての留意事項）

第9条 児童相談所長は、この事業に児童を委託するに当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 児童相談所長は、この事業に児童の委託をしようとするときは、児童又はその保護者並びにファミリーホーム事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童相談所長は、児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であることに鑑み、児童のアセスメントや、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適したファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。
- (3) 児童相談所長は、新たに委託する児童がこれまで育んできた人的関係や成育

環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できるファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。

- (4) 児童相談所長は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できる事業者に委託すること。

(経 費)

第 10 条 この事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）によるものとする。

(事業開始等の手続き)

第 11 条 この事業の開始、休止、廃止及び届け出の内容変更等の手続きは法第 34 条の 3 等関係法令の規定により行うものとする。

- 2 知事はこの事業の開始を承認したときは、小規模住居型児童養育事業承認通知書（別記第 2 号様式）により、承認の旨を事業者に通知する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 14 日より適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。
2 この要綱の施行の際現に養育者である者は、令和 5 年 3 月 31 日を経過するまでの間は、改正後の要綱第 6 条第 5 項に規定する養育者であるとみなす。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日より適用する。